

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によつて、廿日市市から、広島圏都市計画地区計画（平良丘陵地区）の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十一月十日

広島県知事 湯崎英彦